

第五十回
貴族院 國議會

輸出組合法案外一件特別委員會議事速記錄第二號

大正十四年三月三日(火曜日)午前十時十
八分開會

○委員長(伯爵川村鐵太郎君) ソレデハ是

ヨリ開會イタシマス、初メニ於テ御質問ノ

御方ガアリマスナラバ前日ニ引續イテ御質

問ヲ願ヒタイト思ヒマス

○男爵鄉誠之助君 私ハ昨日衆議院ノ方ノ

速記ヲ讀ミマシタガ、大體了解イタシテ餘

リモウ伺ウコトモナイヤウデアリマスケレ

ドモ、念ノ爲ニ二三ノ點ヲ伺シテ置キタイ

ト思ヒマスガ、輸出組合ニ關スル方ノコト

ニ付キマシテ最モ大切ナ問題ハ金融ノ問題

デアルト思フノデアリマス、然ルニ此問題

ニ付キマシテハ大藏大臣モ言明サレテ居ル

ヤウデアリマスガ、若シ此組合ガ成リ立チ

マシタナラバ日本銀行ヲシテ再割引ヲサシ

テ低利資金ヲ融通ヲサセル、爲替資金ニ對

シテカラ融通ヲサセルト云フコトデ、主義

トシテ定メテ置ク、尙ホ其細目ニ付テハ何

レ組合ガ出來タ後ニ決メルモノデアルト云

フコトヲ、ハッキリ言ハレテ居ルヤウデア

リマスガ、是ハ今日マデ最モ此輸出業者ノ

望ンデ居リマシタコトデ以テ、若シ左様ニ

ナリマスレバ非常ニ福音デアリマスガ、其

事ヲ此際、一應確メテ置キタイト思ヒマス

○政府委員(三土忠造君) 唯今ノ御尋ノ通

リノ方針デ居ルノデアリマス、其方法ニ付

キマシテハ又日本銀行大藏省ト研究シテ居

リマス、方針ハ其通リデアリマス、御承知

ノ通り殊ニ此支那印度南洋方面ノ爲替ガ短
期ノモノガゴザイマスルシ、ソレカラ利率
ガ高イ、其爲ニ海外市場ニ於テ外國ノ競争
者ト非常ニ不利ノ位置ニ立テ居リマスカ

ラ、之ヲ一ツ矯正イタシマシテ、而シテ資
金ノ關係ニ於テ海外ノ競争者ト競争シ得ラ
リマス、今度輸出組合ガ出來マシテ之が計
画通りニ發達イタシマスルト云フト資金ノ
リデ爲替ヲ低利ニ致シ且ツ長期ニ致シ、サ

ウシテ日本銀行ヲシテ再割引ヲセシムル、
斯ウ云フ方針ヲ取リマシテ今其方法ニ付キ

マシテ協定、協議中デゴザイマス、遠カラ
ズ決定イタスコト考ヘテ居リマス

○男爵鄉誠之助君 尚ホ唯今ノ御詰ノ金利
ノ問題並二期限ノ問題ニ付テ御詰ガアリマ
シタガ、勿論是ハ非常ニ必要ナコトデアリ

マセウガ、金利ノ方ニシマスルト假リニ六
分ノ所ヲ一分五厘ニ出來ヌカラ四分五厘ニ
シタ所デ四ヶ月ニ對シテカラニ詰リ百圓ニ
付テカラシテ五十圓ト云フ差ニナル、實際

上是ハ輸出貿易ノ振興ノ一助ニハ相違ナイ
ノデアリマセウケレドモ、實際問題トシテ

非常ニ多クノ期待ヲ持ツコトハ出來ナイノ
デヤナイカ知ラヌト思テ居リマス、ソレカ

ラシテ期限ノコトニ付キマシテハ期限ノ延
長ニ付キマシテハ誠ニ結構ナコトデアリマ
スケレドモ、併ナカラ是ハ矢張り餘程其時

ト場合トヲ御考ニナラヌト、新市場ヲ開拓
ノ場合ニハ便利ノ大イコトガゴザイマセウ

モ、其目的ヲ達スルコトガ大分困難ノ事情
ガアリハシナイカト私ハ虞レテ居ルノデア

リマシテ、ソレニ對シテカラニ二三點ヲ伺
ヒタイト思フノデアリマス、第一ニ此粗製

スノデ、成ルベキ良キ品物ヲ造ルヤウニ誘

致スルノハ勿論ノコトデアリマスケレドモ、是

モ、製品ノ統一ヲ圖リ即チ製品ノ統制ヲ圖ル

ト云フヤウナ虞ガアリハシナイカト云フヤ
ウナコトヲ我ニ仲間デモ大分懸念シテ居ル
者ガゴザイマスガ、ソレニ付テドウ御考ニ
ナリマスカ

○政府委員(三土忠造君) 第一ニ今日ノ現

状ニ於キマシテハ小サイ輸出業者ガ互ニ賣

買市場デ争フテ居リマス爲ニ資金ノ缺乏上

デアリマスカ、其製品ノ統制並ニ粗製濫造ノ

ハ製品ニ止マラズ原料材料設備等ニ對シテ
モ検査ヲ致スノデアリマスカ、其検査ニ依シ
テカラシテ、其製品ノ統制並ニ粗製濫造ノ

ハ唯検査ト云フモノ丈ニ依ラレルト云フノ
デアリマスカ、獨リ検査

力、是ガ此法案ヲ出サレタ最モ大ナル目的
デアルヤウニ承知イタシテ居リマスガ、是

ニナフテ居ルノデアリマセウカ

○政府委員(三土忠造君) 御説ノ通りデア

リマス、販賣價格ノ統一迄イタスノデアリ

マス、必要ニ應ジテ

○男爵鄉誠之助君 原料ノ共同購入ト云フ

コトモ考ヘテ居リマスカ

○政府委員(三土忠造君) 左様デアリマス

業ハ、殊ニ大戰後ノ一時ノ景氣ヲ受ケテ非

常ナ不整理ノ狀態ニアルノデアリマスカ

ラレタ趣旨ハ主ニ中小工業ニ對シテ御考ヘ

ニナフテ居ルヤウデアリマスガ、其中小工

業ハ、殊ニ大戰後ノ一時ノ景氣ヲ受ケテ非

常ナ不整理ノ狀態ニアルノデアリマスカ

ラ、之ヲ整理スル必要ハ必ズ有ルノデアリ

マスガ、其場合ニハ今ノ三ツノコトヲ行ハ

ムトスルニハ非常ナル資金ガ要ルノデア

ル、此資金ガ専ラ缺乏シテ居ラテ恐ラク商

工業ノミニ於テハ一割五分乃至ソレ以上ノ

利息ヲ使フテ居ルコトト思フ、左様ナコト

デハ今日勞働賃金ノ高イ時ニ當テカラ、

尙ホ資本ニ對シテカラシテ、多クノ利息ヲ

拂ハナケレバナラヌト云フコトデアリマス

レバ、到底立チ行キヤウガナイ、デニ付

キマシテハ衆議院ニ於ケル所ノ御答辯デハ、

マダ考ヘテ居ラヌ是カラ研究スル積リデア

ルト云フヤウナ御答辯ノヤウニ承知シテ居

ルノデアリマスルガ、果シテ左様デアリマ

スルカ、併シ是ハ頗ル重大ナルコトデア

テ、輸出組合ノ方ニ對シテカラシテ資金ヲ

供給サレル以上ニ必要ノコトデアラウト思

フ、勿論輸出組合ノ方ニ資金ノ供給ヲサレ

ルト云フコトデアリマスカラ、間接ニハ其

影響ハ工業組合ノ方ニモ映ジテ來ルコトデ

ハアリマスケレドモ、併ナガラ製品ヲ拂ヘ

ルマデノ間、殊ニ只今申上ダマスル所ノ原

料ノ共同購入デアルトカ、或ハ新タナル機

械ノ設備ヲスルトカ云フヤウナコトニ至リ

マスルニハ、ドウシテモ其資金ハ非常ニ要

スルコト、思フ、若シ此資金ヲ何トカサレ

ナイト云フコトデアレバ、只今ノ所ト云フ

モノハマルデ空文ニ屬シテ、實際ニ於テ行

フコトガ出來ヌト云フコトニナルノデアリ

マス、果シテ然ラバソレニ對シテ相當ナ御

考ガナケレバナラヌ筈ダト思フノデアリマ

スガ、少シ立入ヅテ伺フヤウデゴザイマス

ガ、ドウ云フ御考デ居ラレマスカ、其邊ノ

所ヲ一應伺ヒマス

○政府委員(三土忠造君) 第一ニ此組合ヲ

組織イタシマシテ、團體經營ヲ致シマスト

云フヤウニナリマスレバ、ソレダケデ多少金

融ノ途ガ付クト思フノデアリマス、ソレカラ

ト云フ立チニ致シマシテ、尙ホ其設備ヲ共

同設備ヲスルトカ云フヤウナ場合ハ、工業

ノ種類ニ依リマスレバ相當額ノ資金ヲ

○男爵鄉誠之助君 マダ少シ了解シ兼ネル

コトガアリマスガ、斯ノ如キ團體ガ出來レ

バ、從フテ其信用ニ依テ借入レルト云フ

コトガ出來ルノデアリマセウレドモ、ソ

レハ其組合ノハ共同ノニ設備ニ對スル所

ノ共同ノモノニ對シテハ、今ノ銘々ノ出シ

テ居ル所ノ資金ニ依テカラシテ、相當ノ

設備ヲ加ヘルコトモ出來マセウ、或ハソレ

ガ他カラ借入金ヲ爲スコトが出來ル規定ニ

ナリマスレバ、ソレモ出來ルカモ知レマセ

ヌケレドモ、左様ナ場合ヲ私ハ申スノデハ

ナクシテ、個々ノ場合デス、假令組合ニ入ッ

テ居リマシタ所デ、個人々々ニ對シテハ信

用ト云フモノガ著シク向上スルモノトハ思

ヘズ、從フテソレニ對シテ金融が出來ルモ

ノトハ考ヘラレヌノデ、其邊ハドウ云フ御

考デアリマスカ

要ガアレバ開イテ行クヤウニスルガ、先ヅ

自立自營セシメテ行ク方ガ宜カラウト云フ

コトガアリマスガ、斯ノ如キ團體ガ出來レ

バ、從フテ其信用ニ依テ借入レルト云フ

コトガ出來ルノデアリマセウレドモ、ソ

レハ其組合ノハ共同ノニ設備ニ對スル所

ノ共同ノモノニ對シテハ、今ノ銘々ノ出シ

テ居ル所ノ資金ニ依テカラシテ、相當ノ

設備ヲ加ヘルコトモ出來マセウ、或ハソレ

ガ他カラ借入金ヲ爲スコトが出來ル規定ニ

ナリマスレバ、ソレモ出來ルカモ知レマセ

ヌケレドモ、左様ナ場合ヲ私ハ申スノデハ

ナクシテ、個々ノ場合デス、假令組合ニ入ッ

テ居リマシタ所デ、個人々々ニ對シテハ信

用ト云フモノガ著シク向上スルモノトハ思

ヘズ、從フテソレニ對シテ金融が出來ルモ

ノトハ考ヘラレヌノデ、其邊ハドウ云フ御

考デアリマスカ

○政府委員(三土忠造君) 丁度産業組合!

カ畜産組合トカ水産組合トカ云フヤウヲモ
ノト同ジ關係ニナリハセヌカト思フ、組合
ガ組織サレテソレガ相當ニ發達スルヤウニ
ナッテ参リマスレバ、ドウシテモ團體デ以
テ共同ノ責任ニ於テ金ヲ融通シテ貰フテ、
サウシテ其團體ノ責任デ以テ個人ノ組合員
ニ貸付ケルト云フ風ニナッテ來ルダラウト
思フノデアリマス、デ其爲ニハ勸業銀行、
農工銀行ト云フヤウナ特殊銀行法ヲ改正シ
テ、十人以上連帶責任ニ對シテハ個人貸付
ガ出來ル、無擔保貸付ガ出來ルト云フヤウ
ナ途へ開イテ行カナケレバナルマイト思フ、
又中央金庫ナドヲ利用シテ居ル人ナド産業
組合トカノニサウ云フヤウナ特殊機關ヲ
造ルコトハチヨット考ヘナケレバナリマセ
ヌケレドモ、今現在アリマス所ノ特殊銀行
云フヤウナ途ヲ求メルト云フヤウナコトヲ
シテ金融ヲシテ、團體ガ其個人ニ貸付ケル、
ヤリサヘスレバ宜カラウト思フガ、ソレ等
ノ方法ニ付キマシテハマダ相談中ニアリマ
ス

○男爵鄉誠之助君 モウ一つ伺ヒタインハ
不正ノ競争ヲ避ケルト云フヤウナ意味ニ於
テモ、又或ル時ノ一時ノ景氣ニ連レテカラ
シテ、或ル品物ガ賣レルト云フト、誰モ彼
モ競フテソレノ製造ニ從事スルト云フヤウ
ナコトハ、始終アルコトデアリマスルガ、
スルケレドモ、左様ナコトハ政府ニ於テハ
ニ對スル制限ヲ一般ニ加ヘルト云フヤウナ
ルコトハ、餘程ムヅカシイコトハ思ヒマ
スル豫期シテ居リマス、是マデノ實情ニ依
考ヘテ居ラレマスカ

○政府委員(三土忠造君) 無論サウ云フコ
トハ豫期シテ居リマス、是マデノ實情ニ依
考ヘテ居ラレマスカ

○政府委員(三土忠造君) 諸君シテ貴シテ
ニ貸付ケルト云フ風ニナッテ來ルダラウト
思フノデアリマス、デ其爲ニハ勸業銀行、
農工銀行ト云フヤウナ特殊銀行法ヲ改正シ
テ、十人以上連帶責任ニ對シテハ個人貸付
ガ出來ル、無擔保貸付ガ出來ルト云フヤウ
ナ途へ開イテ行カナケレバナルマイト思フ、
又中央金庫ナドヲ利用シテ居ル人ナド産業
組合トカノニサウ云フヤウナ特殊機關ヲ
造ルコトハチヨット考ヘナケレバナリマセ
ヌケレドモ、今現在アリマス所ノ特殊銀行
云フヤウナ途ヲ求メルト云フヤウナコトヲ
シテ金融ヲシテ、團體ガ其個人ニ貸付ケル、
ヤリサヘスレバ宜カラウト思フガ、ソレ等
ノ方法ニ付キマシテハマダ相談中ニアリマ
ス

○男爵鄉誠之助君 然ラバ、今御話ノヤウ
マスケレドモ、サウ云フコトガ組合ノ目的
トスル眼目ノ一ツデアリマス

○男爵鄉誠之助君 第一二輸出組合デ總テ
マスクレドモ、輸出組合員ノ資格ニ於テ人
負ハシムルト云フヤウニ、極ク系統的二行
ヶバ今御話ノヤウナコトガ出來ルカト思ヒ
マスクレドモ、輸出組合員ノ資格ニ於テ人
人個々ニ矢張リ註文スルコトガ出來ル、又
工業組合員ノ資格デ個々別々ニ註文ヲ受ケ
ルコトガ出來ルト致シマスレバ、今御話ノ
ヤウナコトハ出來ヌコトニナリハシマセヌ
カ、詰リ輸出組合ノ者ガ、個々別々ニ勝手
ニ註文ガ出來ルト云フコトデアリマセウ
カ、ソレモソレハッキリ制限ガ出來マ
スノデアリマセウカ、輸出組合ニ這入テ
居ル輸出組合員ト云フ者ガ、個々ニ勝手ニ註
文スルコトガ出來ルノデアリマセウカ、輸
出組合ヲ離レテ、自分ノ商賣トシテ…、
來ナイノデアリマセウカ

○政府委員(三土忠造君) 輸出組合ヘ這
入テ居ル者ハ共同的ニヤラセタインノデア
リマスケレドモ、ソコマデハ、是ハ自然ノ
事例也、斯ノ如キ團體ヲ作ツテ、或ル場合ニ
ハ製造ニ對スル制限ヲ一般ニ加ヘルト云フヤウ
ナコトハ、主務大臣ハ命令ノ定ムル所ニ依
リマスガ、「營業上ノ弊害ヲ矯正スル爲特
ニ必要ト認ムルトキハ主務大臣ハ命令ノ定
ムル所ニ依リ輸出組合ノ組合員ニ非サル者
ニシテ其ノ組合ノ地區内ニ於テ組合員タル
資格ヲ有スルモノヲシテ其ノ組合ノ定ムル
取締又ハ制限ニ依ラシムルコトヲ得」、此
取締又ハ制限ト云フコトハ、組合員ニ對シ
テ共同ノ責任ニ於テ金ヲ融通シテ貰フテ、
サウシテ其團體ノ責任デ以テ個人ノ組合員
ニ貸付ケルト云フ風ニナッテ來ルダラウト
思フノデアリマス、デ其爲ニハ勸業銀行、
農工銀行ト云フヤウナ特殊銀行法ヲ改正シ
テ、十人以上連帶責任ニ對シテハ個人貸付
ガ出來ル、無擔保貸付ガ出來ルト云フヤウ
ナ途へ開イテ行カナケレバナルマイト思フ、
又中央金庫ナドヲ利用シテ居ル人ナド産業
組合トカノニサウ云フヤウナ特殊機關ヲ
造ルコトハチヨット考ヘナケレバナリマセ
ヌケレドモ、今現在アリマス所ノ特殊銀行
云フヤウナ途ヲ求メルト云フヤウナコトヲ
シテ金融ヲシテ、團體ガ其個人ニ貸付ケル、
ヤリサヘスレバ宜カラウト思フガ、ソレ等
ノ方法ニ付キマシテハマダ相談中ニアリマ
ス

○男爵鄉誠之助君 然ラバ、今御話ノヤウ
マスケレドモ、サウ云フコトガ組合ノ目的
トスル眼目ノ一ツデアリマス

○男爵鄉誠之助君 第一二輸出組合デ總テ
マスクレドモ、輸出組合員ノ資格ニ於テ人
負ハシムルト云フヤウニ、極ク系統的二行
ヶバ今御話ノヤウナコトガ出來ルカト思ヒ
マスクレドモ、輸出組合員ノ資格ニ於テ人
人個々ニ矢張リ註文スルコトガ出來ル、又
工業組合員ノ資格デ個々別々ニ註文ヲ受ケ
ルコトガ出來ルト致シマスレバ、今御話ノ
ヤウナコトハ出來ヌコトニナリハシマセヌ
カ、詰リ輸出組合ノ者ガ、個々別々ニ勝手
ニ註文ガ出來ルト云フコトデアリマセウ
カ、ソレモソレハッキリ制限ガ出來マ
スノデアリマセウカ、輸出組合ニ這入テ
居ル輸出組合員ト云フ者ガ、個々ニ勝手ニ註
文スルコトガ出來ルノデアリマセウカ、輸
出組合ヲ離レテ、自分ノ商賣トシテ…、
來ナイノデアリマセウカ

○政府委員(三土忠造君) 輸出組合ヘ這
入テ居ル者ハ共同的ニヤラセタインノデア
リマスケレドモ、ソコマデハ、是ハ自然ノ
事例也、斯ノ如キ團體ヲ作ツテ、或ル場合ニ
ハ製造ニ對スル制限ヲ一般ニ加ヘルト云フヤウ
ナコトハ、主務大臣ハ命令ノ定ムル所ニ依
リマスガ、「營業上ノ弊害ヲ矯正スル爲特
ニ必要ト認ムルトキハ主務大臣ハ命令ノ定
ムル所ニ依リ輸出組合ノ組合員ニ非サル者
ニシテ其ノ組合ノ地區内ニ於テ組合員タル
資格ヲ有スルモノヲシテ其ノ組合ノ定ムル
取締又ハ制限ニ依ラシムルコトヲ得」、此
取締又ハ制限ト云フコトハ、組合員ニ對シ
テ共同ノ責任ニ於テ金ヲ融通シテ貰フテ、
サウシテ其團體ノ責任デ以テ個人ノ組合員
ニ貸付ケルト云フ風ニナッテ來ルダラウト
思フノデアリマス、デ其爲ニハ勸業銀行、
農工銀行ト云フヤウナ特殊銀行法ヲ改正シ
テ、十人以上連帶責任ニ對シテハ個人貸付
ガ出來ル、無擔保貸付ガ出來ルト云フヤウ
ナ途へ開イテ行カナケレバナルマイト思フ、
又中央金庫ナドヲ利用シテ居ル人ナド産業
組合トカノニサウ云フヤウナ特殊機關ヲ
造ルコトハチヨット考ヘナケレバナリマセ
ヌケレドモ、今現在アリマス所ノ特殊銀行
云フヤウナ途ヲ求メルト云フヤウナコトヲ
シテ金融ヲシテ、團體ガ其個人ニ貸付ケル、
ヤリサヘスレバ宜カラウト思フガ、ソレ等
ノ方法ニ付キマシテハマダ相談中ニアリマ
ス

○政府委員(三土忠造君) 輸出組合ヘ這
入テ居ル者ハ共同的ニヤラセタインノデア
リマスケレドモ、ソコマデハ、是ハ自然ノ
事例也、斯ノ如キ團體ヲ作ツテ、或ル場合ニ
ハ製造ニ對スル制限ヲ一般ニ加ヘルト云フヤウ
ナコトハ、主務大臣ハ命令ノ定ムル所ニ依
リマスガ、「營業上ノ弊害ヲ矯正スル爲特
ニ必要ト認ムルトキハ主務大臣ハ命令ノ定
ムル所ニ依リ輸出組合ノ組合員ニ非サル者
ニシテ其ノ組合ノ地區内ニ於テ組合員タル
資格ヲ有スルモノヲシテ其ノ組合ノ定ムル
取締又ハ制限ニ依ラシムルコトヲ得」、此
取締又ハ制限ト云フコトハ、組合員ニ對シ
テ共同ノ責任ニ於テ金ヲ融通シテ貰フテ、
サウシテ其團體ノ責任デ以テ個人ノ組合員
ニ貸付ケルト云フ風ニナッテ來ルダラウト
思フノデアリマス、デ其爲ニハ勸業銀行、
農工銀行ト云フヤウナ特殊銀行法ヲ改正シ
テ、十人以上連帶責任ニ對シテハ個人貸付
ガ出來ル、無擔保貸付ガ出來ルト云フヤウ
ナ途へ開イテ行カナケレバナルマイト思フ、
又中央金庫ナドヲ利用シテ居ル人ナド産業
組合トカノニサウ云フヤウナ特殊機關ヲ
造ルコトハチヨット考ヘナケレバナリマセ
ヌケレドモ、今現在アリマス所ノ特殊銀行
云フヤウナ途ヲ求メルト云フヤウナコトヲ
シテ金融ヲシテ、團體ガ其個人ニ貸付ケル、
ヤリサヘスレバ宜カラウト思フガ、ソレ等
ノ方法ニ付キマシテハマダ相談中ニアリマ
ス

○政府委員(三土忠造君) 是ハ御説ノ通り
餘程ムツカシイデアラウト思ヒマスガ、無
論同一種類ノ組合デアルノデアリマスカ
ラ、同ジ種類ノモノダケデヤルノデアリマ
スカラ、必ズシモ絕對ニ出來ヌト言ハレヌ
ト思フノデアリマス、無論徹底的ニヤレマ
セヌケレドモ、自治ノ力ニ依リ政府モ相當
ニ監督シテ參レバ、相當ノコトハ出來ルト
思フノデアリマス、例へバ製品ノ制限ニ致シ
マシテモ、織物デ申シマスト、織物ノ製織
ノ標準ヲ決メルコトハ出來ルト思フノデア
リマス、硝子ナドニ致シマシテモ硝子ノ原
料ノ品質ヲ決メルトカ、或ハ織物ノ染料、
染料ノ品質ヲ決メル、ソレ
カラ又製造高モ組合デ制限ヲ申シ合セ出來

ル、無論御説ノ通り徹底的ニハ出來マスマ
イケレドモ、初メヨリハ出來マスマイケレ
ドモ、自治的ニ段々發達サスレバ出來ルト
思ヒマス

○男爵鄉誠之助君 唯今御話ノ第一段ノコ
トハ出來ルダラウト思ヒマスガ、私ノ言フ

ノハ製品ノ高ヲ制限スルコトハ頗ル困難デ
アラウト申スノデアリマス、例ヘバ甲ノ處
ニ對シテ御前ノ處デハドレダケヲ造ルヨリ
出來ヌ、御前ノ處ハドレダケヨリ澤山造ル
コトハイカスト云フコトヲ銘ミノ仕事ノ都
合モアルコトデアリマセウシ、無論ソレニ
服從スベキ何等ノ拘束力ヲ持テ居ラヌカ
レルカ、例ヘバ工業組合ト云フ所ノモノデ
一手ニ引受ケテ、一手ニ之ヲ分配シテヤ
ル、註文シテヤル、又其工業組合ト云フモ
ノヲ離レテハ、何處ニモ註文シテ吳レルモ
ノモ無イト云フヤウナコトニナレバ、一種
其處ニ拘束力ガアルノデスケレドモ、矢
張リ勝手ニ註文ガ出來ルト云フコトニナレ
バ、其モノニ對シテ、何ノ品物ハ御前ノ處
デドレダケノ程度ヨリ出來ヌト云フコトヲ
制限スルコトハ、私ハ頗ル困難デアルト申
スノデアリマス

○政府委員(三土忠造君) 此組合法ノ第三
條、工業組合法ノ第三條ニ事業ヲ列舉致シ
マシタ中ニ「一番終ヒノ方ノ、未項ニ於キマ
シテ、組合ハ組合員ノ委託ニ依リ其ノ製
品ノ加工若ハ販賣又ハ組合員ノ營業ニ必要
ナル物ノ、供給ヲ爲スコトヲ得」是ハ委託
ニ依リト云フ二字ヲ入レマシタガ、事實ハ
委託ニ依ル方ニ多クナリハセヌカト思フ
現ニ柑橘ノ輸出組合ナドハ比率ヲ以テ決メ
テ居ル、亞米利加ノ方ノ需要地ノ高ガ決
マテ居リマスカラ、無暗ニ持テ行ッテ

賣崩スカラト云フノデ其方ニ應ジテ比率ヲ
決メテ、ソレ以上ハ持テ來テモ取扱ハ
ス、ト云フコトヲ組合デ申合セテ決メテ居
リマス次第デアリマス、サウ云フコトガ段

段行ハレルダラウト思フ

○男爵東郷安君 唯今鄉君ヨリ種々ナル御
質問ガゴザイマシタガ、鄉君ノ御考ニ全然
私共ハ同感ナノデアリマス、實例ヲ以テ申
上ダマスルト、過日モ一寸御話ガアリマシ
タガ、泉州埠方面ノ光珠ノ製造輸出工業、
是ガ一時ハ非常ニ註文ガ多クテ約一千万圓

以上ノ輸出額ヲ見タノデアリマスガ、御話
ノ通り最近ニ至テ殆ド萎靡振ハナクナッテ
仕舞タ、農商務省ハ御承知デモアリマセ
ウガ、非常ナ小サイ手工業ニ屬スル家庭内
ノ工業デアリマス、非常ニ澤山ノ者ガ極メ
テ小規模ニヤツテ、殆ド機械一ツアレバ出
來ルノデアリマス、而モ大シタ技術ヲ要シ
ナイ爲ニ、皆家内ノ工業トシテソレド自
テ少ナル組織連絡ガアル譯デ、
モナシ、又アノ邊ハ御承知ノ通り大阪デモ
拘束スル途ハ出來テ居リマスケレドモガ、
デアリマス、何レ御説議ニナッタノデゴザ
イマセウガ、此點ニ於テノ組合員外ノ者ヲ
拘束スル途ハ出來テ居リマスケレドモ、此法律ヲ
ドウモ之ヲシテ此農商務省ノ目的ヲ十分貫
徹セシヤウト云フノニハ、ドウシテモ金融
ニ付テノ方法ヲドウシテモ御定メニナラナ
ケレバナラヌ、無論爲リ、コト、ハ信ジ
マスルシ、又大藏大臣モ衆議院デ御説明ニ
ナッタヤウデアリマスケレドモ、此法律ヲ
十分有效ナラシムルノニハ、第一ニ私ハ大
藏大臣ノ御副署ニナッタ方が宜シイカト思
フ、今日ノ如キ農商務大臣ナラ大藏大臣ヲ
シテ之ニ同意サセルダケノ御力ハアリマセ
ウケレドモ、長イ法律デアリマスシ、此先
益農商務ノ當局ガ種々御經營ニナシテ、十
分遂行スルノニハ大藏大臣ガ此法律ニ副署
シテ之ニナラケレバ完全ナコトハ行カスグラウ
ト思フ、デ何時モ是ガ其場々々行テ仕

サウ云フ點ニ付テハ法ノ運用上困難ノ場合

ガ生ジテ來ハシナイカト云フコトヲ思フテ
シ得ナイヤウナコトニナッテ居リマスカ

居ルノデアリマスガ……

○政府委員(三土忠造君) 勿論色ニ困難ナ
場合ガ出來ルト思ヒマスガ、法ノ力ニ依
リマス、ト云フコトヲ組合デ申合セテ決メテ居
リマス次第デアリマス、サウ云フコトガ段

付ケテ行クヨリ仕方ガアリマセヌ
ヲ付ケテ行クヨリ仕方ガアリマセヌ
○男爵鄉誠之助君 尚ホ一二伺ヒタイコト
ガアリマスルケレドモ、若シ逐條審議二十
条付ケテ行クヨリ仕方ガアリマセヌ
○男爵東郷安君 唯今鄉君ヨリ種々ナル御
質問ガゴザイマシタガ、鄉君ノ御考ニ全然
私共ハ同感ナノデアリマス、實例ヲ以テ申
上ダマスルト、過日モ一寸御話ガアリマシ
タガ、泉州埠方面ノ光珠ノ製造輸出工業、
是ガ一時ハ非常ニ註文ガ多クテ約一千万圓

以上ノ輸出額ヲ見タノデアリマスガ、御話
ノ通り最近ニ至テ殆ド萎靡振ハナクナッテ
仕舞タ、農商務省ハ御承知デモアリマセ
ウガ、非常ナ小サイ手工業ニ屬スル家庭内
ノ工業デアリマス、非常ニ澤山ノ者ガ極メ
テ小規模ニヤツテ、殆ド機械一ツアレバ出
來ルノデアリマス、而モ大シタ技術ヲ要シ
ナイ爲ニ、皆家内ノ工業トシテソレド自
テ少ナル組織連絡ガアル譯デ、
モナシ、又アノ邊ハ御承知ノ通り大阪デモ
拘束スル途ハ出來テ居リマスケレドモ、此法律ヲ
ドウモ之ヲシテ此農商務省ノ目的ヲ十分貫
徹セシヤウト云フノニハ、ドウシテモ金融
ニ付テノ方法ヲドウシテモ御定メニナラナ
ケレバナラヌ、無論爲リ、コト、ハ信ジ
マスルシ、又大藏大臣モ衆議院デ御説明ニ
ナッタヤウデアリマスケレドモ、此法律ヲ
十分有效ナラシムルノニハ、第一ニ私ハ大
藏大臣ノ御副署ニナッタ方が宜シイカト思
フ、今日ノ如キ農商務大臣ナラ大藏大臣ヲ
シテ之ニ同意サセルダケノ御力ハアリマセ
ウケレドモ、長イ法律デアリマスシ、此先
益農商務ノ當局ガ種々御經營ニナシテ、十
分遂行スルノニハ大藏大臣ガ此法律ニ副署
シテ之ニナラケレバ完全ナコトハ行カスグラウ
ト思フ、デ何時モ是ガ其場々々行テ仕

サウ云フ點ニ付テハ法ノ運用上困難ノ場合

ガ生ジテ來ハシナイカト云フコトヲ思フテ
シ得ナイヤウナコトニナッテ居リマスカ

ラ、此法律ヲ御發布ニナル場合ニハ、議會
ニ提出セラレタノハ總理大臣、農商務大臣
デアリマシテモ、之ヲ公布セラル、時ニハ
大藏大臣モ共ニ御副署ニナルコトガ出來ル
デゴザイマセウカ、ドウデゴザイマセウ
カ、一應伺ヒマス

○政府委員(三土忠造君) 是ハ團體統制ノ
場合ガ出來ルト思ヒマスガ、法ノ力ニ依
リマス、ト云フコトヲ組合デ申合セテ決メテ居
リマス次第デアリマス、サウ云フコトガ段
付ケテ行クヨリ仕方ガアリマセヌ
○男爵東郷安君 唯今鄉君ヨリ種々ナル御
質問ガゴザイマシタガ、鄉君ノ御考ニ全然
私共ハ同感ナノデアリマス、實例ヲ以テ申
上ダマスルト、過日モ一寸御話ガアリマシ
タガ、泉州埠方面ノ光珠ノ製造輸出工業、
是ガ一時ハ非常ニ註文ガ多クテ約一千万圓

以上ノ輸出額ヲ見タノデアリマスガ、御話
ノ通り最近ニ至テ殆ド萎靡振ハナクナッテ
仕舞タ、農商務省ハ御承知デモアリマセ
ウガ、非常ナ小サイ手工業ニ屬スル家庭内
ノ工業デアリマス、非常ニ澤山ノ者ガ極メ
テ小規模ニヤツテ、殆ド機械一ツアレバ出
來ルノデアリマス、而モ大シタ技術ヲ要シ
ナイ爲ニ、皆家内ノ工業トシテソレド自
テ少ナル組織連絡ガアル譯デ、
モナシ、又アノ邊ハ御承知ノ通り大阪デモ
拘束スル途ハ出來テ居リマスケレドモ、此法律ヲ
ドウモ之ヲシテ此農商務省ノ目的ヲ十分貫
徹セシヤウト云フノニハ、ドウシテモ金融
ニ付テノ方法ヲドウシテモ御定メニナラナ
ケレバナラヌ、無論爲リ、コト、ハ信ジ
マスルシ、又大藏大臣モ衆議院デ御説明ニ
ナッタヤウデアリマスケレドモ、此法律ヲ
十分有效ナラシムルノニハ、第一ニ私ハ大
藏大臣ノ御副署ニナッタ方が宜シイカト思
フ、今日ノ如キ農商務大臣ナラ大藏大臣ヲ
シテ之ニ同意サセルダケノ御力ハアリマセ
ウケレドモ、長イ法律デアリマスシ、此先
益農商務ノ當局ガ種々御經營ニナシテ、十
分遂行スルノニハ大藏大臣ガ此法律ニ副署
シテ之ニナラケレバ完全ナコトハ行カスグラウ
ト思フ、デ何時モ是ガ其場々々行テ仕

サウ云フ點ニ付テハ法ノ運用上困難ノ場合

ガ生ジテ來ハシナイカト云フコトヲ思フテ
シ得ナイヤウナコトニナッテ居リマスカ

署セラレタラ運ビガ早ク成リハセヌカト思フ、此法律ハ
全ク基礎ニ於テ隨意ナ法律ニナツテ居テ、
何等此工業者ヲ拘束スルヤウナコトヲ原則
トシナイ、大變結構ト思ヒマスガ、併ナ
ガラ引張テ來ル點ハ何ダカト云フト金融
デアル、其金融ノコトニ付テ大藏大臣ガ副
談判セラレルコトガ半年デ済ムト云フヤウ
ナコトニナルダラウト思フ、願ハクハサウ
云フ方法ヲ執テ欲シイト思ヒマスガ、イ
カ又モノデアリマセウカドウデアリマセウ
カ、今日御返事ヲ受ケヌデモ宜シイ
○政府委員(三上忠造君) 是ハ是マデノ法
制ノ理論カラ考へマシテモ、例カラ考へマ
シテモ、副署スル問題デナイト考へマス、
例ヘバ現在ノ産業組合ニ致シマシテモ、資
金ノ融通ト云フコトハ規定サレテ居リマス
ガ産業組合法ノ制定ニハ農商務大臣ダケノ
副署デアリマス

ハ各大臣ガ判ヲ押スト云フヤウナコトモア
ルダラウシ、是ハ必シモ事柄ノ重大如何ニ
其事柄ノ如何ニ依テ各大臣皆連署スル場
合モアリマセウシ、又省ク場合モアリマセ
ウ、何カ此法文ヲ見タクケデハ少シ賴リノ
ナイヤウナ心持チガスルノデアリマス、御
説明ハ大藏大臣ノ御説明ガ衆議院デハアッ
タヤウデ何處カ何カ不十分ナヤウナ氣ガス
ルノデアリマス、結局何レサウ云フコトニ
ナルデセウケレドモ同ジク勞ヲスルノニシ
テモ力ガ大變違フダラウト思ヒマス、當業
者モソレニ付テ安心ガ一層得易イシ、又其
他ノ方法ヲ講ズル途ガ採ラレルダラウト思
ヒマス

付テノ話ガアリマシテ、人間ニ對スル運賃
ハサウ下ゲル必要モナカラウ、見込モ今
考モ持タナイガ、貨物ノ運賃ト云フコトハ
將來之ヲ低減スルヤウニ幾ラカシタイト云
フ考ヲ持テ居ルト云フコトヲ洩ラサレテ
居ルノヲ私ハ聽キマシタ、幸ニ鐵道大臣モ
サウ云フ精神デ、マアサウ云フ考ヲ持テ
居ラレル時デアリマスカラシテ、此法案ガ
成立シテ此法律ヲヨク實施スルニ付テハ、
一方ニ於テ金融ノコト、一方ニ於テ此運賃
ノコトニ付テ、農商務省ノ方カラシテ熱心
ニ御請求ニナッタラ、ドウモ此間ノ鐵道大臣
ノ口振リデハ贊成セラレサウニ私ハ眠ヲ
見タノデアリマスガ、農商務當局ハ若シ輸
出獎勵ト云フコトニ付テ、運賃低減ト云フ
意思ガアリマスカ、ドウゾ有リタイト思ヒ
マスガ、チヨット伺ツテ置キマス

レデ私ハ法律ナリ、憲法ナリニ斯ウ云フコトハ勅令ハ要ラヌ、斯ウ云フコトハ法律ハコトデ、マア財産ヲ沒收スルト云フノモ殆ド同ジヤウナ、非常ノ大事ナコトデアリマスガ、サウニ云フモノヲ法律デナクテ、勅令デ之ヲ規定シテ居ルト云フコトハ、今ノ内閣ガヤツタト云フ譯デハナイデスガ、本ガ間違シテ居ハセスカトニ云フコトヲ平常カラ考ヘテ居ル、唯是ダケデハナイ、一體日本ノ今日ノ制度ハ餘り行政權ニ委不過ギテ、ソレモ法律デチャント明記シテアルモノデモ私ハヲカシイト思ヒマスガ、法律ニ書カヌデ居シテサウシテ委任ヲ受ケナイデ、勅令ヤ省令デ此非常ナ人民ノ権利、義務、財産其他ニ關係スルコトヲ勝手ニ決メルト云フコトハ、憲法政治ノ世ノ中ニハ不都合ナコトデハナイカト云フ考ヲ持テ居シテ、サウ云フモノノ事例ヲ一ツスカリ調べテ見タイトハ實ハ思シテ居リマスケレドモ、暇ガナクテソレモ出來マセヌガ、チヨット参考書ヲ見テ、又平生カラ思シテ居シタコトモアリマスノデ伺ヒマスガ、ドウニ云フ論據デアリマセウカ

デアリマス、是ハ果シテ善イカ惡イカ、是ハ矢張リ相當議論ガアルト思ヒマスガ、私個人トシテ疑問ヲ懷イテ居ルノデアリマス、日本デハ此大權事項ガ隨分廣ウゴザイ解釋シテヤツテ居ル、勅令ト法律トノ境目ハ餘リ分ラナイ、省令デサヘモ分ラヌ、法律ト…、ト云フヤウニナツテ居ル、兎モ角斯ウ云フ種類ガ段々アリマスガ、ソレハ皆憲法第九條ノ臣民ノ幸福ヲ増進スル爲ニ必要ナル場合ト見テ、サウ云フ解釋ヲシテヤツテ居ル

○橋本圭三郎君 私共モ此問題ニ付テハ非常ニ將來大キナ問題デアルト思ヒマスカラ考究シマスガ、最モ斯ウ云フヤウナ事柄ハ農務省ナゾニモ澤山アルノデアリマスカラシテ、一ツ御考ヘト願ヒタイト思フノデスガ、丁度此間豫算總會ニ成清君カラシテ大分縣ノ縣會ニ於テ知事ガ原案執行ヲシタ、其事柄ハ聞イテ見ルト云フト、何ニ依ッテヤツタノカト云フト、矢張リ何カ公益トカ何トカ云フヤウナ、極ク…分ラヌコトニ依テ原案執行ヲヤツタ、ソレハ產米ノ検査規則ヲ改正シテ、今マデ一町村ニ一人ヅツデアッタノヲ、幾ラニ減ジタトカ、ソレカラ又今迄ハ俸給上云フモノヲヤラナカッタノラ又今度ハ俸給制ニ改正シタト云フ

モノデヤナ、モウ殆ド、昔ノ封建政治ノ時ト同ジコトニナリハシナイカト、私ハ思フノデアリマスカラシテ、ドウゾ…サウ云フ根本問題ニ付テ、モウ少シ能ク御研究ニナツテ下サッテ、私モ研究シマスガ、若シ

必要デアッタナラバ、ツ法律ヲ出シテ、サウシテ其法律ニ依ルナリ、委任ニ依テヤルトモノニ付テハ農務省ハ將來ハ地區ヲ定メ

云フヤウナコトガ宜カラウト思フ、ソレヲ私考ヘマシタノハ、チヨット皆様ニ餘リ長クナツテ失禮デスケレドモ此間信託法ト云大藏大臣ガ二年ニシテシマッタ、大變ナコトダ、ソンナ勝手ナコトガドウシテ出來ルカト云フト、法律ニハソレガ無クシテ、省令カ何カ、大藏大臣ノ勝手ニナル、信託法ノ一年ヲ二年ニスル、二年ヲ三年ニスルト云フコトハ非常ナ大切ナコトデアル、其大切ナコトヲ大藏大臣ガ勝手ニヤラレタト云フコトハ、是ハモウ憲法モ法律モ無イト思フタノデアリマスカラ今ノ問ヲ發シタノデアリマスガ、是ハ御互ニ考究シタイト思ヒマスカラ申上ゲテ置キマス

○藤田四郎君 此輸出組合ノ場合ニ於キマシテハ、同一ノ輸出品ニ對シテ、或ハ港ニ依ッテ、別ニ作ルヤウナコトニナルノデゴザイマセウカ、或ハドウ云フ法方ニ依ッテヤルノデアリマセウカ

○政府委員(三土忠造君) 輸出組合ノ方ハ理想ト致シマシテハ同一種類ノモノヲ全國ニ依テ原案執行ヲヤツタ、ソレハ產米ノ検査規則ヲ改正シテ、今マデ一町村ニ一人ヅツデアッタノヲ、幾ラニ減ジタトカ、ソレカラ又今迄ハ俸給上云フモノヲヤラナカッタノラ又今度ハ俸給制ニ改正シタト云フ

ハ全然一ツト云フノガ理想デアリマスケレドモ、事實ハ矢張リ澤山出來ルト思フ、東京横濱デ一ツノ組合ヲ作ルカ横濱ダケデ一ツ作ルカ、大阪ト神戸トハ一緒ニナルカ、又ハ別々ノモノニナルカ、自然サウ云フ風雲ウテヤラレタラ、是ハモウ國民ハ堪ラタ

モノニ付テハ農務省ハ將來ハ地區ヲ定メ

面ノ者ハ横濱ノ組合ニ這入ル、關西方面ノ人ガ神戸ノ組合ニ這入ルト云フヤウニ御極メニナルノデアリマセウカ、同ジ一縣ノ者デモ一つハ横濱ノ方ニ、一ツハ神戸ノ方ニト云フコトニナル、其コトヲ…

○政府委員(三土忠造君) 大體私ハ此地區ニ付キマシテハ、自治的ニ組合員ニ極メサセル積リデアリマス、併シ餘リ不都合ガアリマシタラ、直サセルコトモ出來ルノデアリマスガ…

○藤田四郎君 地區ハ組合員デ何レ極メマセウ、極メマセウガ、其地區ノ人ガ組合ニ這入ル場合ニ於テ、神戸ノ方ニ這入ル人ガ横濱ノ方ニ這入ルコトモ起りハセヌカト云フコトヲ、私ハ伺フノデアリマス

○政府委員(三土忠造君) ソレハ神戸ノ方ニ這入リタイ者ハ神戸ニ入ル、横濱ニ這入リタイ者ハ横濱ニ入ルト云フコトニ自然ナリハシナイカト思フ

○藤田四郎君 モウツツ伺ヒマスガ此持分ノ所ガ「五十口ヲ超ユルコトヲ得ス」下アル…

○委員長(旧爵川村鐵太郎君) 如何デセウカ、ソレハ逐條ニ入ッテカラ、何ナサッタラドウデセウカ…ソレデハ如何デアリマセウカ、是カラ逐條審議ニ入リマシテ、條ヲ逐ウテヤリマシタ方ガ早ク進行シハセヌカト思ヒマス、御異議ゴザイマセヌナラバ、逐條審議ニ入リマス、第一ニ重要輸出品工業組合法ノ方ノ先ニヤリマス、第一條ヲ議題ニ供シマス

○藤田四郎君 此第二項デスガ、「主務大臣之ヲ指定ス」トアリマスガ、是ハ今日ノ御考デハ、モウ澤山此重要輸出品ニ掲グラレタモノハ、之ヲ御指定ナンデゴザイマセスカ…第三條ヲ議題ニ供シマス

○委員長(伯爵川村鐵太郎君) ソレデハ第二條ハ別ニ質問ハナイト思ヒマス、ドウデスカ…

○政府委員(三土忠造君) 輸出品ノ方ハ出来上ダ製品ニ付テヤリマスカラ纏マッタモノデアリマス、工業ノ方デハ織物ノ生地ラ織ルモノト、捺染ナラ捺染、糊付ヲヤル者ト別々ニ組合ガ出來ルカモ知レナイ

○藤田四郎君 唯今ノ一條ニハ質問ハゴザイマセヌ

○委員長(伯爵川村鐵太郎君) ソレデハ第ニナツテ居シタ人モアラウ、或ハ商館ノ關係トカ、取引ノ關係ニ依ッテ…サウ云フスカ…

○橋本圭三郎君 委員長下ウデゴザイマスカ十條位ジ、御一所ニ…

○委員長(伯爵川村鐵太郎君) 三條ヨリ六

ケノ組合ヲ作ラセルト云フコトニシテ、追ニ廣メルト云フ御考デスカ、初メカラ何レドノ商賣デモ組合ヲ作リタイト云フ者ハ必ずアル、アルガ斯ウ云フコトヲ言ウテ來タモノハドンドン二十點ナリ三千點ナリ呂物ニ對シテ之ヲ作ラセル、御積リデアリマスカノハドンドン二十點ナリ三千點ナリ呂物ニ

○政府委員(三土忠造君) 參考書ニ差上げテ置キマシタ重要輸出品ノ種類ハ二十九品種アリマスガ、差當リ全部之ヲ指定イタス積リデアリマスカ、尙ホ又必要ニ應ジマシテ、之ニ附加ヘテ行ク、或ハ此中デ事業ノ消長ニ依リマシテ外シテ行クモノガ出來ルカモ知レナイ

○藤田四郎君 品物ニ付キマシテモ、或ハソレヲ專門的ニ別ケテ來ルト、色ニ別レテ來ルダラウト思フ、例ヘバチヨット私ハ例ハ下手カモ知レマセヌケレドモ、染物トカ織物ト云フ風ナモノ、ソレカラシテ漆器ダトカ、種々ゴサンセウト思フ、サウ云フモノハ政府ノ御考デハ成ルベク一緒ニ工業ノ方デナク、輸出ノ方デハ一ツノ纏マッタモノヲ基礎トシテヤルト云フコトニナルノデスカ

○政府委員(三土忠造君) 輸出品ノ方ハ出来上ダ製品ニ付テヤリマスカラ纏マッタモノデアリマス、工業ノ方デハ織物ノ生地ラ織ルモノト、捺染ナラ捺染、糊付ヲヤル者ト別々ニ組合ガ出來ルカモ知レナイ

○藤田四郎君 唯今ノ一條ニハ質問ハゴザイマセヌ

○委員長(伯爵川村鐵太郎君) ソレデハ第二條ハ別ニ質問ハナイト思ヒマス、ドウデスカ…

○橋本圭三郎君 委員長下ウデゴザイマスカ十條位ジ、御一所ニ…

○委員長(伯爵川村鐵太郎君) 三條ヨリ六

マセヌカ

○男爵東郷安君 第六條ノ過怠金ニ付イテ：

○男爵鄉誠之助君 五條ニ色ト關聯シテ居ルコトデアリマスガ、是ハ一體此組合ノ經費ヲ何カラ出スツモリデアリマスカ、詰リ出資金ヲ取りマスクレドモ、其出資金ハ一ツノ固定資本ニナルノデスカ、又出資金ヲ利用シテソレカラ利息ヲ産ミ出シテ、ソレヲ經費ニ充テルノデアリマスカ、要スルニ是ハ五條ニハ經費ノ一部ヲ賦課スルコトが出來ルト云フコトニナツテ居リマスカラシテ、原則トシテハ外ノモノデヤルゴトガ出來ルヤウデアリマスガ、ソレハドウ云フ風ニシテ經費ヲ作ラウト云フノデスカ

○政府委員(三土忠造君) 出資デ大體ヤルコトヲ原則ト致シテ居リマス、其外臨時ノ特別ノモノハ賦課金デヤルノデアリマス○男爵鄉誠之助君 出資デヤルト云フコトニナルト、出資ハ金額デゴザイマセウガ、其出資ノ金額ヲ取立テ、其ゴザイマセウカ、出資ノ金額ヲ取立テ、其利息ニ依ツテ經營スルト云フノデナケレバ、ソレトモ出資ヲサシテ置イタモノヲ片方カラボツト食テ行クト上云フヤウニナルノデアリマスカ、ドウ云フノデアリマスカ○政府委員(三土忠造君) 初ノ出資ニ依ツテズット經營シテ行クツモリデアリマス、其剩餘金ニ付キマシテ分配モ認メテ居リマスノデアリマス

○男爵鄉誠之助君 サウスルト是ハ何時カ無クナンテ來ル譯デアリマシテ、サウスルト更ニ出資サセルノデスカ○政府委員(三土忠造君) サウデス、大體ノ組立ガ出資ヲシテ其出資ニ依ツテ事業ヲ來ル積リニナツテ居リマス、ソレカラ出資

シテ非常ナツ・・事業ニ蹉跌ヲ來スヤウナコトハ・・出資ガ無クナツタキハ別デアリマスガ、出資ヲシタラ段々利益ガ寄ッテ來テ、剩餘ノ配當ガ出來ルヤウニナリハシテモリデアリマス

○男爵鄉誠之助君 ソレハ解リマシタガ、ソレヲ運轉シテ總テノ仕事ヲヤル、トシテハ外ノモノデヤルゴトガ出來ルヤウト云フ段取リニナルノデアリマセウカ、是ハ一體營業會社デナイデスカラ、ドウ云フ品ノ加工販賣、ソレカラ物ノ供給等ヲヤリ所デ利益ヲ産ミ出スノデアリマスカ、利益ハ何ト何ニ依ツテ産ミ出シマスカ

○政府委員(三土忠造君) 依託ニ依ツテ製品ノ加工販賣、ソレカラ物ノ供給等ヲヤリマスルカラ、斯ウ云フコトニ依ツテ利益ヲ生ズルノモノヲ御出シニナル積リデスカ、積極的ニ組合ノ資金ノ融通ヲ圖ル御意思ガアリマスカ、ドウデスカ、ソレヲ伺ヒマス

○政府委員(三土忠造君) ソコマデハ考ヘテ居リマセス、今日ハ・・例ヘバ英國デヤテ居ルヤウナ風デ、ソコマデヤルカト云フテ先キヘ進ミマスガ、御異存ゴザイマセスカ

○中村是公君 是ハサウスルト營業ヲ目的

ウニモナルノデスカ

○政府委員(三土忠造君) 大體ナイト思テ居ルノデスカ、若シアリマシタナラバ、矢張リ此法律ニ抵觸イタシマシマスカラ取テ尙ホ念ノ爲ニ伺ヒマスガ、本法案ヲ通過後、政府ニ於テハ特殊銀行其他ノ條令ヲ改正シテマデモ、相當便宜ヲ圖ルト云フコトデアリマスカラ、其外ニ政府トシマシテハ若シ組合組織並ニ其運用上餘り期待シタ效果ガ現ハレナイ場合ニ於テ、輸出品(聽取り難シ)國庫補助法ト云フヤウナ種類ノモノヲ御出シニナル積リデスカ、積極的ニ組合ノ資金ノ融通ヲ圖ル御意思ガアリマスカ

○政府委員(三土忠造君) ソレヲ想像シテ居リマスルガ、ソレハモウ仕方ガナイト思ヒマス、丁度治安警察法デ肌ヲ拔イタモノガ五錢罰金ヲ取ラレル・・又肌ヲ拔グトシテ仕方ガナイト思ヒマス

○藤田四郎君 モウ宣シウゴザイマスア

ニナツテ居リマセウカ

○政府委員(三土忠造君) ソレヲ想像シテ居リマスルガ、ソレハモウ仕方ガナイト思ヒマス、丁度治安警察法デ肌ヲ拔イタモノガ五錢罰金ヲ取ラレル・・又肌ヲ拔グトシテ仕方ガナイト思ヒマス

○主査(伯爵川村鐵太郎君) 七、八、九・・

三條ヲ是ダケヲ區切ッテ・・

○藤田四郎君 チヨット伺ヒマスガ、第八條

デスネ、八條ノ其ノ組合ノ地區内ニ於テ組

合員タル資格ヲ有スルモノヲシテ制限ヲサ

セルト云フコトガアリマスガ、是ハ組合ガ

サウ云フコトヲサセル方デアッテ個人ニヤ

ラスト云フコトハ可笑シクナリハシマセス

カ、私ハ意味ヲ取違ヘテ居ルノデゴザイマ

セウカ

○政府委員(三土忠造君) 其組合員タル

・・・、其組合ノ地區内ニ於テ組合員タル資

格ヲ有スル者ト云フ、其資格ト云フモノハ

定款デ極メサス積リデアリマス

○藤田四郎君 其組合員外ノ人デアリマス

カ

○政府委員(三土忠造君) ハイ

七

○男爵郷誠之助君
是ハ輸出組合法ノ時ニ
伺フ方ガ穏當カモ知レマセヌガ、チヨット關
聯シテ居ルト思ヒマスカラ、チヨット伺ンテ
置キタイト思ヒマスガ、此工業組合法ニ依

得テ置カナケレバ中小工業者ヲ抑ヘルコト
ハ出来マイト思フ、サウ云フ所カラ來タノ
デアリマス

持ンテ、寧口澤山ノ者ヲハレルニハ三分ノ
二ト云ハズ、過半數デ組織シテ行ク方ガ容
易ニ出來ルトスウ思シテ居リマスガ、チヨッ
ト其邊ヲ：

テ御詰ガアリマスカラ、十二條マデズト
七條カラ續ケ夕方ガ便利ダラウト思ヒマス
カラ、七條カラ十二條マデ議題ニ供シテ居
ルモノト御承知ヲ願ヒマス

ノ一以上デアレバ、資格者ノ三分ノニアレバ宜シイ、輸出組合法ノ方ハ過半數アレバ宜シイ、而シテ唯今問題ニナツテ居リマスル所ノ第八條ノ組合員以外ノモノヲ拘束スレト云フコトニ合テ、ヒ去案ニ合テ主

組合法テコサイマアルガ是ハ此法律ノ出
來テ、斯ウ云フ組合ガ出來タラ、實際是ハ
無クナツテシマフモノガ大分出來ヤシマセ
ヌデセウカ、殘ルノモゴザイマセウケレド
モ、輸出ナドニ重ニ關係スルモノハ非常ニ
大々改モ、ナツアリニシテハアマタニアリ

〔政府委員（三五忠選君）〕此総合法ハカリ
デナシニ、他ノ畜産組合トカ、色ニ十闇
體法制ガアリマスガ、皆三分ノ二ト致シテ
アリマス、ソレハ大體ニ於テ先キニ申上ゲ
マシタ通り三分ノ二マデノ者ノ同意ヲ得ナ
アレバ、其則ニ最ヨンノアガムベノニキ、

○前田四郎君 分類ナキミトトメタハテノ
ガ、十二條ノ工業ノ種類デゴザイマス、此
工業ノ種類ニ付テハ色ニ分レル、一ツノ
事業ガ幾ツニモ分レルコトデゴザイマセウ
ガ、矢張リ政府デハ凡テ是レ位ニ分タスト
云フ仰テナリ九ラブンレロ、ダアマニク

亦輸出組合法ニ於テモ同ジデアル、其元ハ
片方ハ資格者ノ三分ノ二ナケレバイカヌ、
片方ハ過半數デアレバ宜シイ、甚ダ是ハ不
權衡ノヤウニ思ヒマスノミナラズ、苟クモ

○政府委員(三土忠造君) 斯^ハ云フ風ニ重
要物産同業組合法ニ於テハ強制加入ヲ致シ
ザイマセヌカ

フコトハムヅカシイデアラウ、是ハ三分出組合法ニ對シテ二分ノ一ト致シタノデ、此組合員ニナル者ハ相當以上ノ人デアリマ

ガ、實際下ウ云フ品目ヲ御調ベニナリマセ
ウカ、材料ヲ實ハ拜見シマセヌデシタカ
ラ……

メルノニハ、矢張リ同等ニサセルトニ云フコ
トガ適當デアルマイカト思ハレルノデアリ
マスガ、是ハドウニ云フ御趣意デゴザイマス
ルカ、引括メテ此際伺ツテ置キタ イト思ヒ
マス

制加入ヲ解クノデアリマス、業態ニ依リマスルト云フト、今迄アル重要物産同業組合ガ解體スルコトガ出来ヤウト思ヒマス、併シ解體シテモ、此方ノ方ガヨリ良クナルモノデアリマスカラ致シ方ナイト思フノデア

チハ規定シタノデアリマス、三分ノ二ト云
モノハ團體法制ノ通則ニナツ居リマス
○男爵鄉誠之助君 私ハ其輸出組合法ノ過
半數トサレタ、ソコダケノ點ニ付テハ左様ナ
試ミヲサレルモ宜イカモ知レマセヌケレド

キマシテハ、生地ヲ織ル工業組合ト、捺染
ヲヤル工業組合ト云フヤウナコトニナルノ
デアリマセツガ、併シ是ハ第一條ニアリマ
ス通リサウ云フモノヲ連絡シテ縱ニ統一シ
タ方ガ宜イト云フ場合ニ、二種以上ノ工業

○政府委員(三上忠選君)此一ツノ総合法ニ於テ其數ノ限定ノ違ヒノアリマスルノハ、一見チヨントカシイヤウデゴザイマスルケレドモ、工業法ノ組合員ニナリマスル者ハ極メテ小資力ノ者ガ多イ、是ハドウ

○今井五介君 チコット伺^フテ見タイノハ、
唯今郷男ヨリ御尋ネナッタ工業組合ト輸
出組合ノ組織ノ場合ニ、一ツハ過半數、一
ツハ三分ノ二、斯ウ云フヤウナコトデアリ

モ、私へ寧口拘束力ヲ持ツト云フコトカラ、
苟モ組合以外ノ者ヲモ拘束スルト云フコト
デアレバ、其元トナルベキモノハ少クモ矢
張リ三分ノ二位ノモノデナケレバナラヌト
思ヒマス、其意味ニ於テカラシテ矢張リ、

者ハ矢張リ一ツノ組合カ出来ルノデアリマスカラ、織物ナドハ物ニ依シタラ全部、生地ヲ織ル所カラ仕上ゲラスル所マデ組合ガ一ツニナリマセウ、物ニ依シタラ一部分ダケデ以テ組合ヲ組織スル場合モアラウト思

付クマイト思フ、之ニ反シテ此輸出組合法ノ方ニ屬スル組合員ハ、大體相當ニ資力ヲ持テ居ルモノデアリマスシ、社會的地位モ相當ニアル人デアリマスカラ、大體半數以上デ抑ヘ付ケテ行キサヘスレバ、大抵組

ノ多數ノモノガアルノデアルカラ、三分ノ
二デナケレバナラヌト云フ御説明デアル
ガ、私ハ反對ニ考ヘマス、地方ニ於テ組合
ヲ組織スル場合ニ當テハ、ドウシテモ組
合ノ組織ガ出来ヌト云フヤウナコトガドウ

ガ、其方ヲ寧口三分ノ一二修正サレタラ宜
クハナイカト、斯ウ考ヘテ御趣意ヲ伺シタ
ノデアリマス
○中村是公君 今何條マデ議題ナシテ居リ
マスカ

○藤田四郎君 サウスルト：御趣意ハ分
リマシタガ、隨分西陣方面トカ、ア、云フ
力ノ種々職業ガ専門的ニナシテ居ル所デハ、
幾ツモ認メルト云フ御考デアリマセウカ

合ニ這入テ組合ノ共同經營ヲヤツテ行ケルト思フ、サウニ云フ組合員タルベキモノノ資格ガ非常ニ違フモノデアリマスカラ、ソコデ一方ノ方ハ少シ緩クシ、一方ハ少シキツクスル、殊ニ此組合員外ニ對シマシテ制裁ヲ加ヘマスルニハ、三分ノ二以上ノ同意ヲ

云フ所カラ來ルカト云フト、三分ノ二ナル
ガ故ニ困難デアル、之ヲ過半數トスレバ組
合ガ容易ニ組織セラレル、斯ウ云フ感ジノ
ミナラズ、長野縣アタリニ於テ生絲ノ同業
組合ヲ組織スル場合ニ於テ、非常ニ其處ニ
難易ヲ感ズルノデ、寧口私ハ反對ノ感ジヲ

○委員長(伯爵川村鐵太郎君) 今九條マデ
提供シテ居リマス、今ノ御詰ハ第八條ニ關
聯シテ御詰シニナッテ居リマスカラ……
○中村是公君 九條マデデスカ

○政府委員(三土忠造君) 其積リデアリマ
ス
○中村是公君 先程東京ノ組合ニ神戸ノ者
ガ……アッチノ人モ這入ルト云フ御詰デアッ
タガ、先程藤田サンノ御詰ニ對シテ……第
十二條ヲ見ルトサウ云フ風ニハ見エナイノ

デアリマス、地區ヲ定メテ、地區内ノ人ガ
餘所三行ケルヤウニハ見エヌヤウニ思ハレ
マスガ…

○政府委員(三土忠造君) ソレハ其主タル
事務所ノ所在地、組合ノ事務所ノ所在地ノ
地區ノ中ニ這入ル譯デゴザイマス

○中村是公君 サウスレバ矢張リ神戸ニ主
タル事務所ヲ持テ居タ人ハ、東京へハ這
入レナイト云フコトニナルノデスカ

○政府委員(三土忠造君) 東京ニ組合ガ出
來テ東京ノ…區域ト云フノハ主タル事務
所ノ在ル所ガ區域デアリマス、神戸ノ工業
家デ東京ニモ一ツ持テ居リ、神戸ニモ持
テ居レバ、東京デ矢張リ組合ニ這入レル譯
デス

○藤田四郎君 私ガ御尋ネシタ時ニハ、今
ノ政府委員ノ御話ト違フコトガアルノデ、
政府委員ノハ同一人ガ兩方ノ組合ニ這入ル
ト云フヤウナ場合ヲ御示シニナッタノデ、
ソレハ能ク了解シマスガ、ソレデナク一ツ
ヨリ這入ラナイノガアル、ソレガ即チ…
所謂關西ノ地區ニ在ル人デアッテ關東ノ方
ノ地區ノ組合ニ這入ル場合ガ起リハシマセ
ヌカ、ト云フコトヲ御尋ネシタラ、ソレハ
仕方ガナイト云フヤウニ聽キマシタ、唯今
政府委員ノ御説明ノハ、ソレハ同一人ガ兩
方へ這入ルノデ、是ハ當然アルコト、思ヒ
マスガ、サウデナイ場合、從來ノ關係ガ
アッテ横濱ノ方ニ取引ガ多カッタリシテ居
ルト、自然此向ニ來ルト云フコトニナル、
故ニ河内トカ和泉ノ人が矢張リ東京、横濱
ノ組合ヘ這入ルト云フヤウナ場合モアルダ
ラウシト云フコトデ、此意味ハ中村サンハ
此十二條ノ精神ニ違ヒハセヌカト云フ御尋
デアッタ

○政府委員(三土忠造君) ソレハ先刻藤田
サンノ御尋ネノ方ハ輸出組合ノ方デアリマ
スガ…

シダ、ソレカラ中村サンノ御尋ネノ方ハ工
業組合ト云フモノデス、工業組合ハ例ヘバ
神戸ノ人間ガ神戸ニ硝子工業ヲヤッテ居ル、
東京デモ硝子工業ヲヤッテ居ルト云ヘバ、
兩方デ這入レル譯、輸出組合ニ這入ル方ノ
人ハ、神戸デ輸出業ヲヤッテ居リ、横濱デ
モ輸出業ヲヤッテ居ル、店ヲ持テ…、ソ
レハ兩方ニヤッテ居ル…

○中村是公君 兩方ニナナイ場合ハイケナ
イ…

○政府委員(三土忠造君) 店ヲ持テ居ラ
ナケレバイケナイ

○藤田四郎君 サウスルト此十二條ノ…
今ノ自營ニ委スト云フ、自治ニ委スト云フ
コトデアリマスト、品目ヲ第一條ノ第二項
ニ依リ御指定ニナルトキニハ、隨分細密ニ
載セル譯デスナ

○政府委員(三土忠造君) 農商務大臣ガ指
定イタシマスモノハ、例ヘバ綿織物トカ絹
織物トカ布帛製品トカ莫大小トカ云フヤウ
ニスルヨリ仕方ガナイ、其中ニ部分ニ分レ
トニナリマス

○藤田四郎君 ソレハ指定外デモ許スノデ
スカ

○政府委員(三土忠造君) 無論許ス…農
商務大臣ガ指定イタシマスノハ、組合ガ造ル
品物デスネ、輸出品ハ何カ、重要輸出品ト
シテ拔フノハ何カト云フ、其品物ダケヲ指
定スルノデアリマス、組合ヲ組織スル工業
ノ方カラ見ルト、ソレガ又幾ツカニ割レル
譯デアリマス、割レテモ宜シイ割レヌデモ
宜イ、農商務大臣ガ指定スルノハ輸出品目
ダケヲ指定スル譯デアリマス

○男爵東郷安君 七條八條ニ關聯シテ伺ヒ
タイノデスガ、「營業上ノ弊害」ト申ス點デ
アリマスガ、我國ノ此實際ニ微シテ免角此
タガ、或ハ既ニモウ済ンデ居ルノカモ知レ

シダ、ソレカラ中村サンノ御尋ネノ方ハ工
業組合ト云フモノデス、工業組合ハ例ヘバ
神戸ノ人間ガ神戸ニ硝子工業ヲヤッテ居ル、
東京デモ硝子工業ヲヤッテ居ルト云ヘバ、
兩方デ這入レル譯、輸出組合ニ這入ル方ノ
人ハ、神戸デ輸出業ヲヤッテ居リ、横濱デ
モ輸出業ヲヤッテ居ル、店ヲ持テ…、ソ
レハ兩方ニヤッテ居ル…

○中村是公君 兩方ニナナイ場合ハイケナ
イ…

○政府委員(三土忠造君) 店ヲ持テ居ラ
ナケレバイケナイ

○藤田四郎君 サウスルト此十二條ノ…
今ノ自營ニ委スト云フ、自治ニ委スト云フ
コトデアリマスト、品目ヲ第一條ノ第二項
ニ依リ御指定ニナルトキニハ、隨分細密ニ
載セル譯デスナ

○政府委員(三土忠造君) 農商務大臣ガ指
定イタシマスモノハ、例ヘバ綿織物トカ絹
織物トカ布帛製品トカ莫大小トカ云フヤウ
ニスルヨリ仕方ガナイ、其中ニ部分ニ分レ
トニナリマス

○藤田四郎君 ソレハ指定外デモ許スノデ
スカ

○政府委員(三土忠造君) 此第七條及八條
ハデス、消極的ノ積リデアリマシテ、「弊害
コトニ付テ、ドレダケノ御同意ガアリマス
カ、此際チヨット其コトヲ伺シテ見タイト思
フノデアリマス

○政府委員(三土忠造君) 此第七條及八條
ハデス、消極的ノ積リデアリマシテ、「弊害
コトニ付テ、ドレダケノ御同意ガアリマス
カ、此際チヨット其コトヲ伺シテ見タイト思
フノデアリマス

○政府委員(三土忠造君) 此第七條及八條
ハデス、消極的ノ積リデアリマシテ、「弊害
コトニ付テ、ドレダケノ御同意ガアリマス
カ、此際チヨット其コトヲ伺シテ見タイト思
フノデアリマス

○政府委員(三土忠造君) ソレナラバ宜シウゴザイマ
ス、二重ニナルト大變迷惑シマスカラ、ソ
レガナイヤウニ…

○委員長(伯爵川村鐵太郎君) ソレデハ先
へ進ミマシテ御異議ゴザイマセヌカ
〔異議ナシ〕ト呼フ者アリ

○委員長(伯爵川村鐵太郎君) 十三條…
大抵決マダ條項デスカラ二十條迄ヲ議題
ニ供シマス

○藤田四郎君 チヨント先刻御尋ネシカケ
タノデスケレドモ、此ノ條御尋ネシタラ宜
カラウト思ヒマス、此持分ト云フモノハ五十
口迄ヨリ持タサヌト云フコトニナッテ居リ
マスガ、ソレデ投票ト云フモノハ一人ノ口
數ニ依ラズシテ、口ニ依ルノハ例外トナ
テ居リマスガ、此精神ハ何デゴザイマス
カ、一票ト云フ…一人一票ト云フコトニ
ナシタラ自然持ツト云フコトヲ餘計ニスルト
云フコトガムジカシクナルダラウト思フノ

デゴザイマスガ大體ノ御精神ハ宜シイコ
トト思ヒマスデスケレトモ、第十七條ニ

於キマシテ一人ガ五十持チ、サウシテ例外
ハアリマスルガ口數ニ依ラナイニ權利ハ
口數ニ依ラヌト云フコトニナッタラ、其持

數ガムツカシクナリ從フテ組合ノ費用ノ出
所ニ大變障リヲ起スコトハナインデゴザイ
マスカ

○政府委員(三土忠造君) 議決權ハ一人ニ
八十票以内二十票マデ擴ゲテアリマスカ
ラシテ、大抵宜カラウト思フノデアリマ
ス、ドウモ之ヲ餘リ無制限ニシマスルト云
フト、一人ノ資產家ガ其組合ヲ左右スルヤ
ウニナリマシテ、又弊害ニ陥リマスカラ、
大體組合員ガ共同一致デ行クト云フノハ、
一人ガ餘リ多クノ出資ヲ持テ居ラヌト云
フコトニシテ、サウカト云ラテ口數ヲ見ヌ
デ人の要素ダケフ見テ一人一票主義ニ致シマ
カラ、大抵宜シイデヤナイカト思ヒマス
○藤田四郎君 十票ト云フノハドコニアリ
マスカ

○政府委員(三土忠造君) 二十一條ニ「組
合員ハ總會ニ於テ各一個ノ議決權ヲ有ス」
是ガ原則デアリマス、「但シ定款ノ定ムル所
ニ依リ一人ニ付議決權總數ノ十分ノヲ超
エサル範圍内ニ於テ出資口數ニ應シ二個以
上ノ議決權ヲ有セシムルコト」…
○藤田四郎君 サウスルト十七條ノ二項ガ
二十一條ニ相對スルモノデゴザイマスネ
○政府委員(三土忠造君) サウデゴサイマ
ス
○委員長(伯爵川村鐵太郎君) チヨント申
上ゲマスガ、先程二十條マデヲ議題ニ供シ
マシタケレドモ、二十一條迄ヲ含ンダ方ガ

宜シイト思ヒマスガ…

○藤田四郎君 先程ノ今ノ持分デスガ、出
資一口ト云フモノハ凡ソ事業ニ依フテ色ニ
アリマセウガ、大體原則トシテハドレ位ノ

所ヲ一口ト云フコトニ御考ヘニナッテ居ラ
レマスカ

○政府委員(三土忠造君) 是ハ事業ノ性質
ニ依リマスルカラ、全ク組合ノ自治ニ委シ
テ定款ニ依フテ決メサシテ、定款ヲ見テ政
府が非常ニ多過ギルトカ、餘リ少ナ過ギル
トカ云フヤウナコトニナリマシテ忠告ヲ與
ヘルト云フヤウナ積リデ居リマス、今ノ所
デハ幾ラトモ決メテ居リマセヌ

○藤田四郎君 ココデナヨット御尋シテ、
宜イカドウカ、アトカ知レマセヌガ、或ル
場合ニ利益ガ色ニト共同設備ノ爲ニ設ケテ
アル…利益ナドノアルコトガアリマス、
ソレハ矢張リ出資ニ依フテ分配スルコトガ
出来ルヤウニナルノデアリマスカ、何カ此
引用シテアル法文ニ其コトハ載ツテ居ルノ
デゴザイマスカ、ドウデゴザイマスカ

○政府委員(三土忠造君) 此剩餘金ノ分配
ガ出來ルコトニナルノデアリマスガ、其ノ

剩餘金ノ分配ハ矢張リ此産業組合法見タ
イナ具合ニ限定スル積リデアリマスガ、施
行規則ニ依フテ決メル積リデアリマス、大
體産業組合ノ施行規則ニ同ジヤウニ…
○藤田四郎君 産業組合ノ施行規則ト云フ
コトハ何條ニアリマシタカ

○政府委員(三土忠造君) 施行規則デアリ
マスカラ準用デハアリマセヌ、アトカラ決
メル積リデアリマス、其施行規則ハ産業組
合ノ規則ト同シヤウニ決メル積リデアリマス

○委員長(伯爵川村鐵太郎君) ソレデヤ二

マセウカ

○藤田四郎君 今日ハ是デ…明日又…
○委員長(伯爵川村鐵太郎君) ソレデハ明

日午後一時カラ繼續イタシマスト云フコト
ニ決シマスカラ、左様御承ヲ願ヒマス

午後十一時五十六分散會

出席者左ノ如シ

委員長 伯爵川村鐵太郎君
副委員長 藤田四郎君

委員

中村 是公君
男爵東郷 誠之助君
橋本圭三郎君
馬越 恭平君
今井 五介君

政府委員
農商務政務次官 三土 忠造君